



## 令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物の受入れについて

亀山市は来月から令和8年3月まで、令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物の受入れを実施します。

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内において、今後、家屋等の解体見込棟数の増加に伴う災害廃棄物の更なる増加が見込まれます。このため、7月31日に「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から三重県を通じて県内自治体等に対し、災害廃棄物「可燃ごみ」の広域中間処理の準備要請がありました。

本市は、この準備要請を受け、環境省及び搬入自治体と協議を重ね、来月、災害廃棄物の受入れを開始することを決定いたしました。今後、被災地の1日も早い復興に向け、本市としましても全力で支援してまいります。

なお、詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。